

宇部工業高等専門学校教育研究等支援基金顕彰規程

制定 令和7年6月4日

(趣旨)

第1条 この規程は、宇部工業高等専門学校教育研究等支援基金規則(以下「規則」という。)第12条の規定に基づき、顕彰の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規定において「顕彰者」とは、規則第5条の規定に基づき基金の受入れを決定した者をいう。

(顕彰の種類)

第3条 顕彰の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、二以上の種類を併せて行うことができる。ただし、顕彰者が希望しない場合は行わない。

- (1) 顕彰者名の公表
- (2) 感謝状の贈呈
- (3) 顕彰者情報の提供
- (4) 名称の使用

(顕彰者名の公表)

第4条 顕彰者名の公表は、規則第5条の規定により受入れの決定をした者について、本校のウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。

(感謝状の贈呈)

第5条 感謝状の贈呈は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 顕彰者が個人であって、1回の寄附金の額が5万円以上の場合
- (2) 顕彰者が法人又は団体であって、1回の寄附金の額が50万円以上の場合
- (3) 前2号に準ずる場合として、校長が特に必要と認める場合

2 贈呈を決定したときは、別紙様式1による感謝状を贈呈するものとする。

(顕彰者情報の提供)

第6条 顕彰者情報の提供は、法人又は団体からの寄附の場合に当該法人等の情報を学生に提供する必要があると認めたときに、次の各号の方法により学内で提供を行う。

- (1) 電子媒体による提供
- (2) ポスター等印刷物による提供

(名称の使用)

第7条 名称の使用は、校長が奨学金、施設等の名称に顕彰者に関連する名称を冠する必要があると認める場合に行う。

(顕彰の決定)

第8条 第3条第3号の顕彰については、基金運営委員会の議を経て、第4号については、運営委員会の議を経て校長が決定するものとする。

附 則

1 この規程は、令和7年6月4日から適用する。

感謝状

〇〇 〇〇 殿

あなたは宇部工業高等専門学校教育研究
等支援基金に多額の寄附をなされた
この度のご厚意に対し心よりお礼の気持ち
をこめここに感謝の意を表します

令和 年 月 日

国立高等専門学校機構
宇部工業高等専門学校長

〇 〇 〇 〇